

## 離職者等雇用事業所奨励金 QA

### 質問 1

対象雇用者について、事業主や役員の子族も該当するか。

### 回答 1

事業主または役員の子族内の親族は該当しません。

申請時に提出していただく「対象雇用者に係る報告書」(別記様式第2号)にて確認させていただきます。

### 質問 2

申請時に提出する、「対象雇用者に係る報告書」(別記様式第2号)は、すべて「はい」となっていれば、対象雇用者としての要件にあてはまるか。

### 回答 2

そのとおりです。

対象雇用者の要件以外でも、奨励金の支給を受けるためには要件があります。ホームページに掲載している交付要綱等でご確認ください。

### 質問 3 (2020.10.14 追加)

同一事業主における同一の行為を根拠とする、国や他地方自治体の助成金・補助金等との併給は可能か。

### 回答 3 (2020.10.14 追加)

従業員を雇用したことを理由とした、助成金・補助金等の併給は不可となります。

そのほかに、助成金・補助金等の受給要件は異なることから、要件等を確認の上、個々の事業所にあった助成金・補助金等の申請をお願いいたします。

質問 4 (2020.10.14 追加)

実績報告書の添付書類である「対象雇用者の賃金台帳の写し」は毎月の賃金明細書などでも問題ないか。

回答 4 (2020.10.14 追加)

問題ありません。

質問 5 (2020.10.14 追加)

実績報告書の添付書類である「対象雇用者の賃金台帳の写し」は、6ヶ月経過時点では、締め日の関係でまだ作成していないが、どうしたらよいか。

回答 5 (2020.10.14 追加)

給料等の締め日にかかわらず、6ヶ月分が必要となりますが、提出期限までに間に合わない場合はご相談ください。

質問 6 (2020.10.26 追加)

提出書類の「市税の未納がないことを証明する書類（新潟市制度用）」について、税の徴収猶予を受けている場合、証明書の発行を受けられず提出できないが、その場合、申請不可か。

回答 6 (2020.10.26 追加)

申請は可能です。その場合、徴収猶予の承認通知書の写しの提出のほかに、徴収猶予を受けている税目以外の税について未納であることを申告してください。詳しくは担当にご確認ください。